

コト ムスジツト
Koto Mesjid村 調査報告書

2004年8月26日

報告者 弁護士 奥 村 秀 二

同 幸 長 裕 美

東京地方裁判所 御中

当職らは、2004年8月16日、Koto Mesjid(コトムジツト)村を訪れ、村落の状況の調査を行ったので、以下、その調査結果を報告する。なお、通訳として、坂井美穂氏が同行した。

記

() Koto Mesjid 村の概要

- 1 Koto Mesjid 村は、旧 Plau Gadang (プラウガダン) 村からの移転地として、Koto Ranah (コトナ) 地区に作られた村である。なお、旧 Plau Gadang 村の移転は、本件ダム建設に際して最も早く、1992年8月に行われ、移転後の村は、1998年に、Koto Mesjid 村と Plau Gadang 村の2か村に分離した。
- 2 Koto Mesjid 村では、移転に際して、移転世帯ごとに、自宅敷地と畑として合計0.5 ha が割り当てられており、これが村の住宅地を形成している。その他、村には、公共施設として、村役場、小学校、モスクが存している。

() 家屋の状況

- 1 1992年8月の村落の移転に際しては、各移転世帯に対して、5m×6mの家屋が割り当てられた。家屋は、板張りでトタン屋根が載せられ、内部は2部屋に分けられているというだけの粗末なものであり、台所、トイレはついていなかった。
- 2 移転当時の状況に関して、Adnanboy (アドナンボーイ 原告番号 M6) と、Ali Nurdin Dt Temawggung (アリ・ヌルディン・ダトゥ・トゥマングン、非原告、スク・ピリアンの慣習法指導者) に状況を聞いたところ、下記のとおりであった。

記

移転に際しては、家屋番号の抽選によって、家屋が割り当てられていたが、その家屋がある筈の場所に行くと、自然林の大木は伐採されないまま残っており、草はぼうぼうに生えている状態で、これらをかき分けて、ようやく割り当てられた家屋にたどり着くという状況であった。

ようやく家屋に辿り着いたものの、5 m×6 mの家屋では、何人もの家族が寝るだけでいっぱいとなり、旧村から家財道具を運んできたものの、到底、家屋には納まらず、しばらくの間は、家財道具は家の外に置いておかざるを得なかった。

以上のような状況であったため、住民らは、自分達で自宅周囲の土地の木を切り倒し、草を抜いて整備した。また、旧村の自宅を壊して材木等を調達し、新村での住居を増築するなどして、ようやく居住できる状態にしていった。

- 3 現在は、この移転当時の家屋を増築したり、新築して居住している者もいるが、なお、移転当時の家屋に、修理しながら居住している者も存している。割り当てられた家屋の状況がよく判るので、下記にその写真を貼付する（写真1）。



（写真1 移転に際して住民に与えられた家屋）

（ ）生活用水の状況

- 1 現在、村では、飲用には主として雨水を溜めたものが使用され、水浴び、洗濯等には、主として、住民ら自身で掘った井戸（写真2、3）あるいは住宅地から300m～500m離れた小川の水（写真4、5）が使用されている。住民ら自身で掘った井戸水、小川の水とも、茶色く濁っており、一見して、生活用水としての水質が確保されたものではないことが窺える。



(写真 2-1 住民が掘削した井戸)



(写真 2-2 写真 2-1 の中を覗き込んだ状況)



(写真 3-1 住民が掘削した井戸)



(写真 3-2 写真 3-1 の中を覗き込んだ状況)



(写真 4 住民が生活用水を得ている川)



(写真 5 住民が生活用水を得ている川)

移転当時に政府が設置した井戸も残存していたが、井戸の底に濁った水が少量存するのみで、ほとんど使用されていない様子である（写真6）。



（写真 6-1 移転時に政府が設置した井戸）



（写真 6-2 写真 6-1 の中を覗き込んだ様子）

2 生活用水の状況に関して、前述の Adnanboy(アトナボイ 原告番号 M6)と、Ali Nurdin Dt Temawggung (アリ・ヌディン・ダトゥ・トゥマウグン)に状況を聞いたところ、下記のとおりであった。

記

移転前には、新村では、2軒に1個の井戸が設置されるという約束であったが、移転してきてみると、井戸は、4、5件軒に1個、ところによっては、7軒に1個といった頻度で、いかにも適当に設置されていた。

そのため、住民らは水浴びも自由にはできず、使用をめぐる喧嘩が起こるといふ状況であった。

しかも、その移転に際して政府が設置していた井戸は、水質が悪いうえに、移転当初は雨水が溜まっていたのか水が存していたが、使用するうちにすぐに涸れてしまった。水涸れの原因は、掘削の深さが不足し、水脈まで達していなかったためと思われた。

このようにして井戸が用をなさなかったため、住民らは、川に水を汲みに行ってこれを生活用水として使用していた。

その後、近隣者と一緒に井戸を掘ったり、自家用に井戸を掘ったりする者が出てきたが、自分達で掘った井戸も、乾期には水質が悪化して涸れるなどしており、水の出る井戸から分けてもらったり、川の水を利用せざるを得ない状況である。

住民らは、用途にしたがって、水を使い分けており、飲用には雨水を溜めたものを使用することが多く、水浴びや洗濯には、井戸や川の水を利用している。

3 このような生活用水の状態に対して、インドネシア政府側において、上水道設備の敷設、

井戸設置がなされたことがあるが、いずれも、失敗に終わっている。その状況について、前述の Adnanboy (アドナボイ 原告番号 M6) と、Ali Nurdin Dt Temawggung (アリ・ヌディン・ダトゥ・トゥマングン) から、以下のとおり説明を受けた。

記

上水道設備

2002年に、インドネシア政府の側が高い位置にある水源から村への上水道設備を設置したが、現在では全く役に立っていない。設置されたパイプの品質が悪かったためにすぐに損壊してしまい、その補修も行われなまま放置されているからである。なお、パイプが損壊した後、住民自身で修理を試み、費用もかけたが、使用できる状態にはならなかった。

井戸の新設

2002年～2003年にかけて、Koto Mesjid 村と Plau Gadang 村で、各5個ずつ井戸を新設するという、インドネシア政府のプロジェクトがあった。

しかし、その設置は、本当に水が出なくて困っている世帯向けにそのような場所を選んでなされたものではなく、またも、適当に与えられたという杜撰なものであった。しかも、設置された井戸は、移転当時のものと同様に、深さが不足し、水質は悪く、すぐに涸れてしまって、役にたっていない(写真8)。



(写真 8-1 2002～2003 の政府プロジェクト外で設置された井戸)



(写真 8-2 写真 8-1 の井戸を覗き込んだ様子 - 底に土が見え、涸れていることが判る)

() ゴム園

1 ゴム園は、村の住宅地から国道に出るまでの南側一帯から、東西に広がって分布しているようである。

移転時に割り当てられたゴム園の中には土質が悪いものも多く、そのようなゴム園ではゴムの生育が見込めなかった。そのため、Koto Mesjid 村では、住民自身によって新たに開拓された、まだ新しいゴム園も多く見られた(写真9、10)。

2 ゴム園でのゴムの生育状況としては、国道から村へとつながる道沿いのゴム園には、道に面した部分では成育したゴムの木が見られたが(写真11)、道沿いから奥の部分や、住

民自身が開拓・植林したゴム園に存するゴムの木は、植林して数年内の未だ細い木であり、これらについては収穫できている様子はなかった（写真9）。



（写真9 住民が開拓したゴム園
- 樹木は細く、収穫に至っていない。）



（写真10 新たに開拓されたゴム園）



（写真11-1 移転時に道沿いに植えられていたゴムの木）



（写真11-2 道沿いのゴムの木
- 樹木は成長しており、樹液の採取がなされている。）

4 前述の Adnanboy（アドナボイ 原告番号 M6）と、Ali Nurdin Dt Temawggung（アリ・ヌルディン・ダトゥ・トマングン）から聴取したゴム園の状況は下記のとおりである。

記

移転前には、収穫可能な状態になったゴム園が2 ha 与えられるという約束であった。

実際に与えられたゴム園は、1 ha の区画が2 つであった。

区画された農園は、収穫可能な状態にあるどころか、ゴムの木は1 ha に10本といった頻度で、ほんの形ばかり植えられているという程度であった。

さらには、農園として割り当てられた土地の中には、岩石だらけであるなど、土壌がゴム農園に向かない場所も多かった。

そのようなゴム園では、ゴムの木の成育、収穫は見込めないため、住民らは、農園として使える土地を分け合ったりしている。合計9 ha の使用可能な土地を36人で分けて、2000年頃ようやくゴムの木の植樹を行うことができたという事例

がある。しかし、そのようにして工夫した農園も、まだ収穫できる状態にはない。

以上のように、割り当てられたゴム園は、土壌が悪いものも多く、到底収穫できる状態にはなかったため、生活に困って、割り当てられた農園を売る者もいた。

- 5 このようなゴム園の状況に対して、インドネシア政府は、2000年～2001年に、アクションプランの一環として、費用を支給して、ゴムの植樹の推進を図った。

現在の村のゴム農園に植樹されているゴムの木のほとんどは、このアクション・プランによる費用援助を得て、住民自身が植樹したものである。したがって、その成育を待つて収穫できるまでには、後4年程度を要する状態である。

() 畑

- 1 前述のとおり、Koto Mesjid 村では、畑は、屋敷地と一体となって分割されており、屋敷地と畑を併せて0.5 ha が与えられた。
- 2 前述のとおり、移転当時は、自然林の樹木が伐採されずに残っている状況であり、到底畑として使用できる状態にはなかった。
- 3 現在は、住民自身の手で畑に開墾されたものもあるが、その中には、後述するとおり、住民が養殖池を設置して養殖業に使用している。

() 生計手段

- 1 前述のとおり、ゴム園の大半が未だ収穫可能な状況にない。
そのため、世帯の半数以上は、出稼ぎか、泊まり込みでダム湖での漁業を行う等、村外での就労で生計を立てているのが実情である。
ただし、Koto Mesjid 村の特徴として、村の約半数の家で養殖池を所有しており、魚の養殖をして現金収入を得ている者も多い。ただし、住人らによれば、養殖で成功しているものは、養殖を手がけている者の30%程度に過ぎないとのことであり、まだまだ、生計の中心となり得ていないことが窺える。
- 2 Adnanboy (アダンボイ 原告番号 M6) もまた、養殖池を2つ所有しており、同人によれば、村における魚の養殖の状況は下記のとおりである。

記

村では、96年か97年頃から、畑を養殖池にして、魚の養殖を開始する者が現れるようになった。政府が魚の養殖に関するトレーニングを行ったことがきっかけであるが、養殖池の造成費用は住民が自費で賄わなければならない、それさえも出せない者は養殖業を開始することができない。なお、養殖池の設置には、10m×15mの程度の池で、350万 Rpが必要であり、貯水のために土壌改良が必要名場合には、それ以上の費用がかかる。

養殖池では、「パティン」という魚を養殖しており、1m³あたり5匹ほどを養殖す

ることができるので、10m×15mの池では750匹から1,000匹くらいが育てられている。

成長した魚は、6,500Rp/1kg(1匹1kg弱)で売ることができる。稚魚を放してから約8ヶ月で出荷が可能になるが、その間の餌代だけでも約4,000Rp/1匹かかり、途中で死亡するものも考慮して、比較的順調であった場合の利益としては、約150万Rpが見込める。

養殖は、このようにして8ヶ月間魚を育てて出荷した後に、一旦水を抜いて掃除し、次の養殖を開始するというサイクルで行われる。

このような養殖を手がけている人は、村では半分くらいの世帯にものぼる。

しかし、養殖についてのきちんとした知識がなければ、このような収益にはならず、養殖で成功する人は、養殖を手がけている人の3/10くらいだと思われる。失敗して、作った養殖池を売る人もいるし、養殖をしながらも、出稼ぎ等に出ている人も多い。

自分自身も、数年前に始めた際には利益が上がらなかったことから、一旦中断し、ダム湖で漁をして生計を立てなおし、土地を売って資金を作り、再開したばかりである(写真12)。



(写真12 Adnanboyの所有する養殖池)

()モスク

村には、移転当時に、移住地整備の一環として、政府が建設したモスクが存していたが、住民の数に比して小さく、到底、住民を収容できなかった。

そのため、その後、住民自身によって、新たなモスクが建てられている。

以上